

# 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための 日本語教育機関の認定等に関する法律案(仮称)の 検討状況について

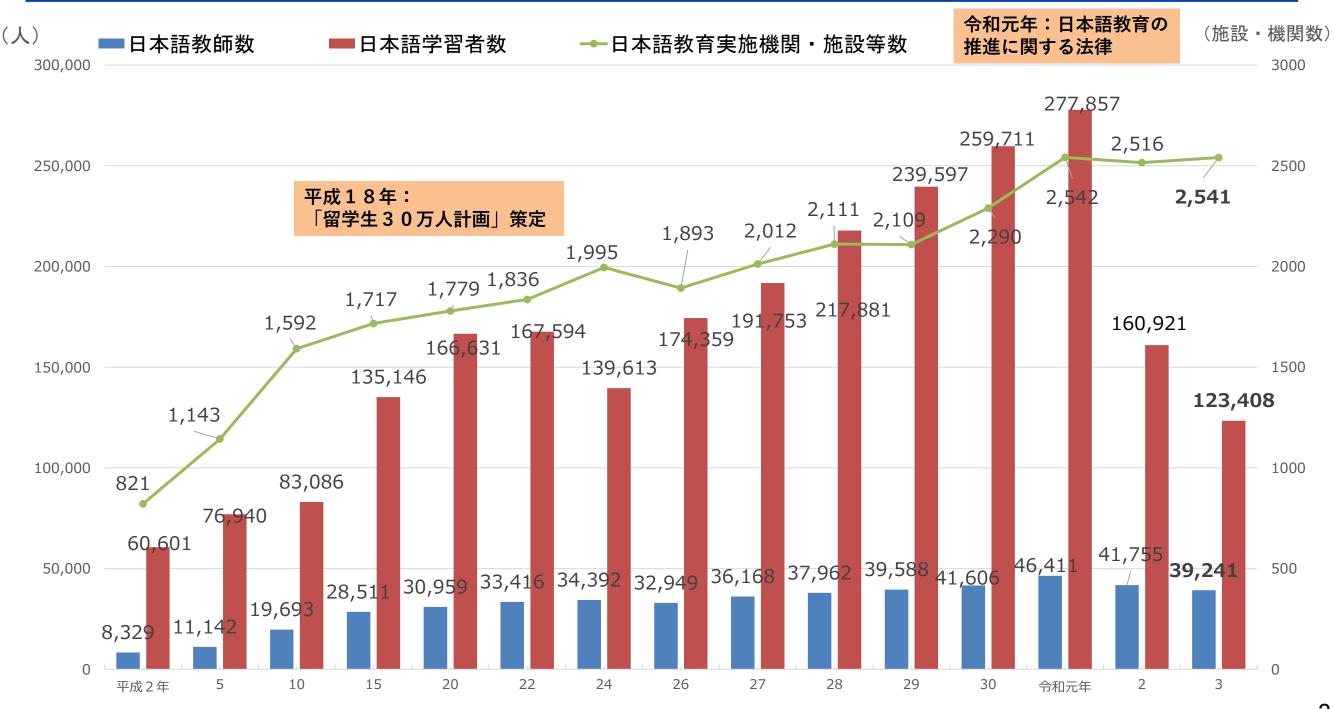
# 令和4年12月 文化庁

# 目次

- ・日本語教育機関及び日本語教師に関する現状と課題 … p 3
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(仮称)の概要 … p 7
- ・「日本語教師の養成・研修イメージ」 …P8
- ・「日本語教育のDX」・・「日本語教育のDX」
- ·参考資料 ····P15

# 国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- ○国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- ○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には 更なる増加が想定される。
- 〇日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で(H22:16.8万→R1:27.8万)、 日本語教師数は緩やかに増加(H22:3.3万→R1:4.6万人)



出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日)

# 日本語教育機関及び日本語教師に関する課題

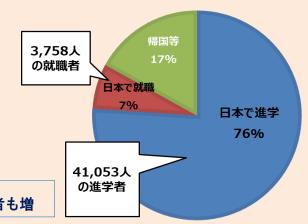
### 【各類型(留学・生活・就労)の日本語教育に見られる共通の課題】

- ○近年我が国に居住する外国人は増加傾向にあり、共生社会を実現する観点から、日本語教育の環境整備が喫緊の課題
- ○我が国における日本語教育を行う教育機関は多種多様であるが、日本語教育の質の確保の観点から十分な仕組みが存在しない。
- ○日本語教育機関を選択する際、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況
- 〇日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分

#### 《留学生対象の日本語教育機関における課題》

- ・校長等が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない、
- 教員数の不足、教員の経験不足
- ・募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
- ・就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が不十分
- ・生徒の母語への対応(通訳・翻訳配置))が不十分

日本語学校の約8割が大学・大学院・専門学校へ進学、就職者も増



卒業生数(2019年度):54.276人

#### **«地域における生活者に対する日本語教育の課題»**

- ・学習者ニーズの多様化・増加、・ボランティアの不足
- ・教育プログラムの策定やボランティアの指導等にあたる専門人材(日本語教育コーディネーター)の不足
- ※入管庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」 「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多 (58%)

#### ※文化庁調べ

「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者(ボランティア)」が最多(52自治体)、「地域日本語教育コーディネーター」が2位(50自治体)

#### 《就労者に対する日本語教育の課題》

- ・外国人材受け入れのニーズは高いが、企業側ではコミュニケーションに不安
- ・仕事・生活面でのコミュニケーション支援として継続的な日本語 サポートが必要。
- ・受け入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語 教育機関や講師の確保・充実が必要



「外国人材の受入れに係る課題」への回答は、「日本語による円滑なコミュニケーションが困難」が最多(47.9%)

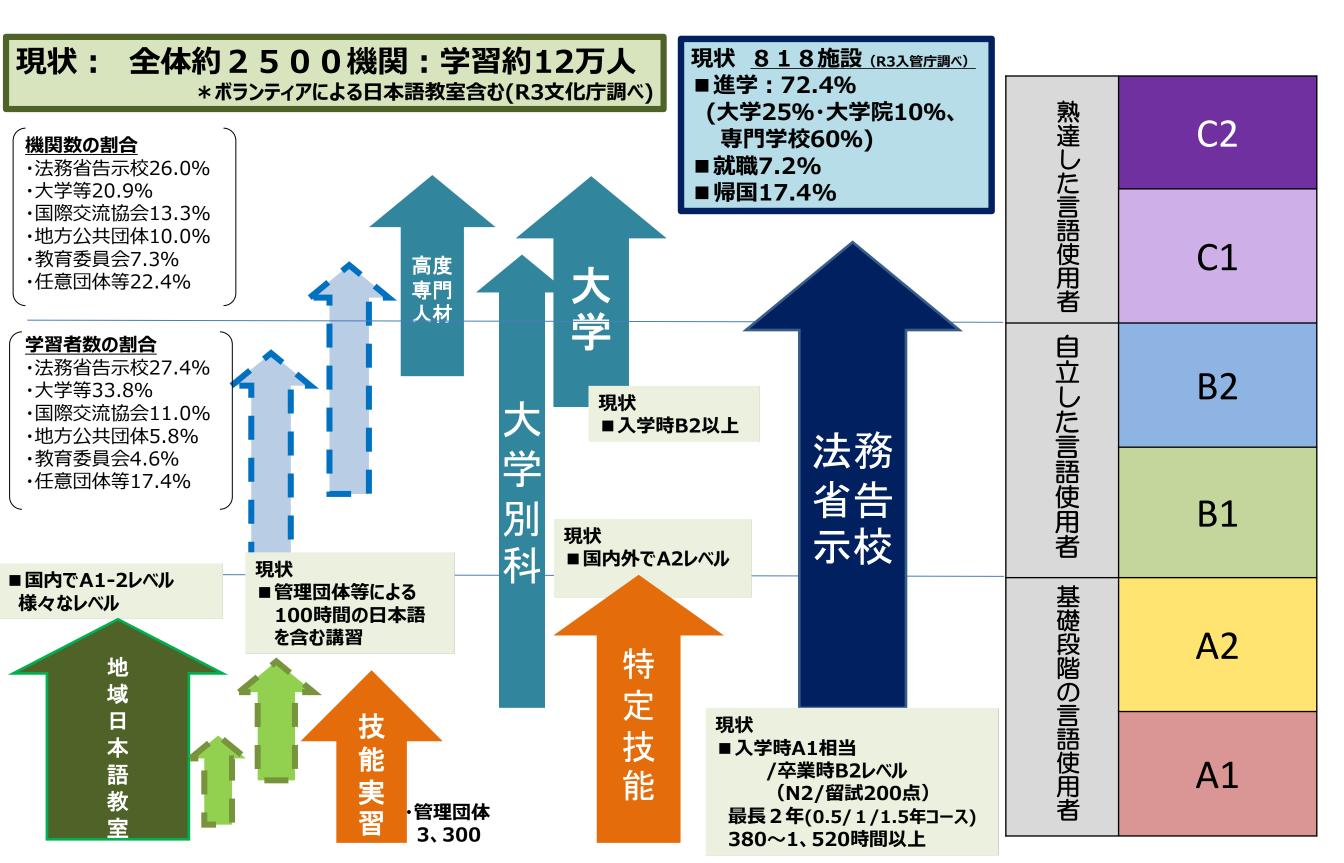
出典:日本商工会議所「女性、外国人材 の活躍に関する調査」(2022)

4

# 日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

### 全体的な尺度(日本語参照枠)

日本語能力の熟達度について 6 レベルで示したもの



# (参考) 「日本語教育の参照枠」 (日本語能力の熟達度について 6 レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文(Can do)を示すもの。

■ <u>日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針</u>(令和2年6月23日 閣議決定) 「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を 図り、生活できるよう支援する必要がある(p.9)」

#### 全体的な尺度(抜粋)

これにり、読んにりしたはは主てのものを容易に理解することができる。自然に、	1 - 1 - 1
学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	
自言 立語 した用 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子	
た用 日1 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話して 主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で紹 た、脈絡のあるテクストを作ることができる。	
基言 A2 ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域語 よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事材情報交換に応じることができる。	·
基言	

<sup>・</sup>各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

#### 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(仮称)の概要

#### 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育課程を置く教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)】

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、(略)国内における日本語教師(略)の資格に関する仕組みの整備(略)を講ずるものとする。
Rkt Bll

第二条 国は、(略)日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(略)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 検討の主な内容

#### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

#### (1)日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の** 文部科学大臣認定を受けることができる。

#### (2)認定の効果

- 文部科学大臣は、認定を受けた**日本語教育機関(以下「認定日本語教育機関」という。)の情報を多言語でインターネットの利用その他の** 方法によって公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、**学生の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる**。

#### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる**。
- ※ 文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力、認定日本語教育機関の認定基準に関する法務大臣への協議も規定

#### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験(日本語教員試験)に合格し、文部科学大臣の登録を受けた者が実施する実践研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 文部科学大臣の登録を受けた日本語教員の養成機関(登録日本語教員養成機関)が実施する課程を修了した者については、試験の一部を免除することができる。

7

### 新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 〇日本語教師がキャリア形成なを描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修 などの仕組みを構築
- ○あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者(ボランティアなど)の育成・確保を推進

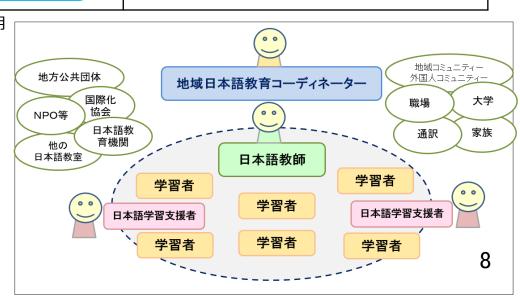


※試験①:日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②:日本語教育に必要な知識及び技能の応用



日本語学習支援者は、 〇コーディネータや日本 語教師と共に、日本語 教育の現場に参加し、 日本語学習を支援し促 進する役割が期待され る。

○地方自治体等が主催 する研修が全国で実施 されている。



社会・文化

地域」

「言語と社会」「言語と心理」

「言語と教育」

「言語

言

### 日本語教師の養成段階に求められる「必須の教育内容」

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語に通じない外国人に対する日本語教育に必要となる、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。

3領域(「社会・文化」「教育」「言語」)

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の 在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日)

5区分(「社会・文化・地域」「言語と社会」「言語と心理」「言語と教育」「言語」)

#### 日本語教師の養成段階に求められる「必須の教育内容」50項目

#### 【社会·文化·地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策
- (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

#### 【言語と社会】

(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

#### 【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面
- 【言語と教育】
- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン
- (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (28)教育実習 (29)中間言語分析 (20)授業公共 自己を検能力 (21)兄弟 社会別口大語教育法 (22)関立仏閣教育 (22)関立仏書
- (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育と I C T (36)著作権
- 【言語】
- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系
- (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
- (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力
- (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度要求額 (前年度予算額 310百万円 201百万円)



#### 背景·課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、<u>日本語教育人材の資質・能力</u>の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、 多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、 日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュ ラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏ま え、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

◎ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂) ◎ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

#### (日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



#### 事業内容

#### (1)日本語教師養成·研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的:日本語教師養成・研修を担う高度な専門人 材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研 修人材育成の拠点を整備する。
- 内容: 日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関:大学・大学院等専門機関
- 件数・単価:8箇所×約1,000万円 (令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」 (令和元年~令和4年実施)を終了し、 新たに実施(15百万円)

# (2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的:日本語教師が不足している下記①~⑨の研修を 専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の 育成を促進。
- 内容:審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを 全国6ブロックで実施する。(令和2~10年予定)

#### 【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、
- ④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

#### 【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3~10年目)
- ⑧主仟日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、 地域日本語教育支援で対応
- 実施機関:日本語教師養成専門機関

#### (3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート 研修事業 60百万円(新規)

- 目的:日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容:今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。

多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、 オンデマンド研修を令和5年度から法施行後 4年まで実施。

- 件数・単価:2箇所×約3,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
- 実施機関:日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円) (令和元年~令和4年実施)を終了し、新たに実施

#### アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

#### アウトカム (成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

#### インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 日本語教育に関する多言語情報発信サイトイメージ(案)

大学等養成機関 日本語教育機関等 日本語教師を目指す方 申請者 申請 申請 申請 目的① 業務の効率化 紙申請・審査から電子申請・審査へ移行 申請システム(各申請者にマイページを設定) 日本語教員 書面審査・ヒアリング 試験(仮称)システム ※申請内容は、審査委員が (指定試験機関が管理) システム上で確認・審査 情 報管 書面審査・ヒアリング 登録養成機関 筆記試験合格者は ※申請内容は、審査委員が 理 システム上で確認・審査 実践研修へ 実践研修の修了を確認 データ連携 日本語教育 養成 実践研修 課程 登録日本語教員 認定日本語教育機関 基本情報 研 研 定期報告·変更届 基本情報 研 登録後に受けた研修履歴を 定期報告·変更届 記録することも可能 修

## 目的② 情報を一元化して発信 … 日本語教育に関するすべての情報を掲載

## 日本語教育に関する多言語情報発信サイト

- ①認定を受けた日本語教育機関の情報掲載(日本語学習者、日本語教師として働きたい方への国による多言語発信)
- | ②**登録日本語教員の研修履歴等(日本語学校・地方自治体**への情報提供、**日本語教師**の質の担保)|
- ③指定養成機関の情報(日本語教師を目指す方、日本語学校への情報提供)
- ④日本語教育コンテンツ(NEWS)(※)との連携(日本語学習者、日本語学校、地方自治体、日本語教師へ)
- ※国、研究所、国際交流協会、日本語学校、地方自治体等が提供する教材・素材、カリキュラム、実践レポート、統計情報等を掲載

情報発信

# (参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

●日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS: Nihongo Education contents Web sharing System)を公開・運用。

日本語教育機関
コンテンツ
提供者
大学
自治体
国際交流団体
コンテンツ及び
その書誌情報を提供

利用者は多言語情報ポータルサイトにアクセスすればNEWS内の教材等にもアクセスできるようになり、日本語教育情報の一元化を図る。



### ○コンテンツ所有者(例)

- •各府省庁
- •国立国語研究所
- •国際日本語普及協会
- •国際交流基金
- •大学•日本語学校
- ·地方自治体
- ·国際交流協会 等

### ○コンテンツ本体(例)

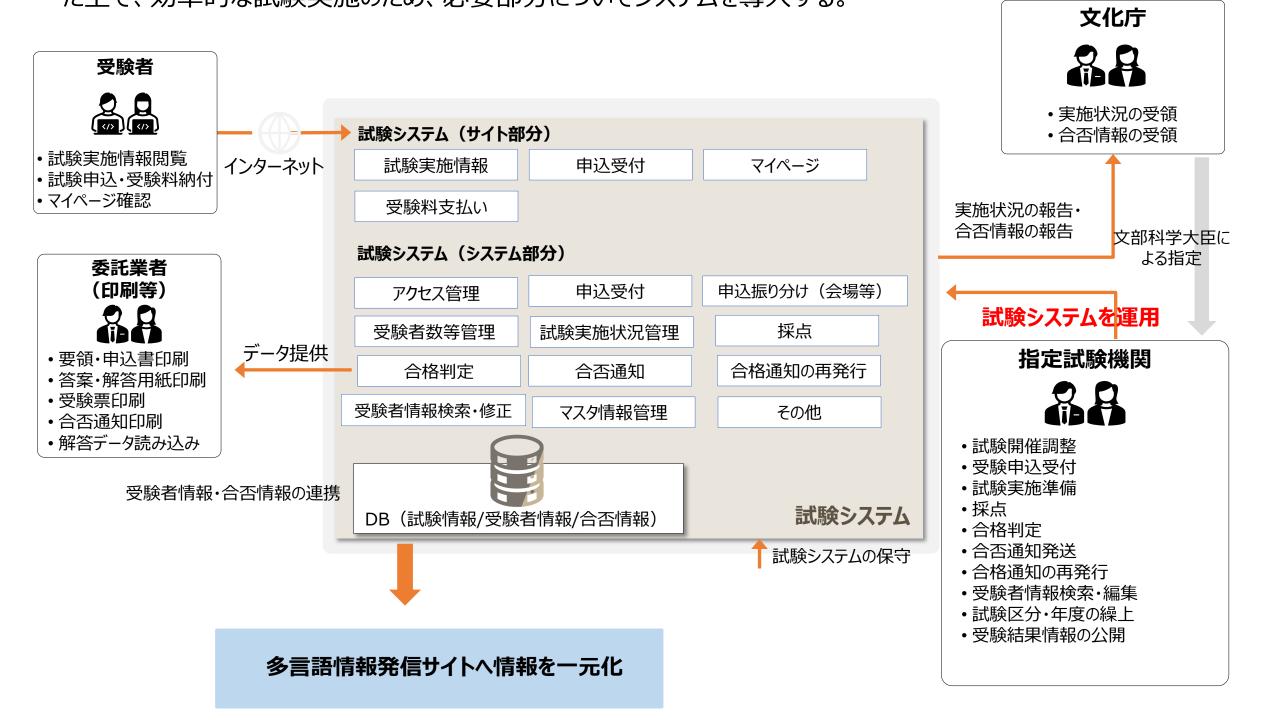
- ·教材·素材
- •多言語情報
- ・カリキュラム・シラバス
- ・実践レポート
- •調査報告
  - •研究論文
  - ・政策・提言
  - •統計情報 等

### ○コンテンツ利用方法

- ・直接ダウンロードして利用
- ・コンテンツ所有者サイトに移 動して利用 <sub>12</sub>

# Ⅱ 日本語教師の資格試験システム イメージ

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備~試験申込・受付~ 試験の開催運営~合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



# 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

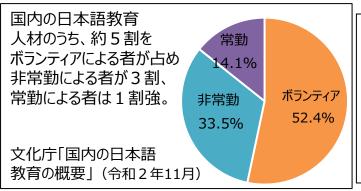
令和5年度要求額(案) ( 前年度予算額 231百万円 51百万円)



#### 背景·課題

<u>在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する</u> 人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

日本語教育の水準の維持向上のため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の検討を進めている。制度創設を見据え、令和 5 年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトや日本語教師の資格試験システムの導入といった、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。



#### 成長戦略フォローアップ (令和4年6月7日)抜粋 ii)高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

#### 事業内容

#### 日本語教師試験等の運用のための環境整備

要求額(案):**200百万円** 

日本語教師の新たな資格試験を実施するため、試験システムの構築・導入を図り、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和 5 年度から令和 6 年度にかけて計 2 回実施し、本試験の運用を確実に行うための環境整備を行う。

#### ①試験システムの導入事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを構築・導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

(事業期間:令和5年度)

#### ②試行試験実施事業

①で導入・構築した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

(事業期間:令和5・6年度)

#### 令和5年度試行試験(案)

〇対象者:全国で5,000名程度

〇会場:全国7か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度 の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ 試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数:約4万人

(文化庁「令和2年度日本語教育実態調査」より)

#### 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備 要求額(案):31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することとなっており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、登録日本語教員の登録、指定養成機関の指定の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。(事業期間:令和5・6年度)

#### アウトプット (活動目標)

- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

#### アウトカム (成果目標)

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・ 高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える 在留外国人の減少

#### インパクト(国民・社会への影響)

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

# 参考資料

### 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

#### 目的(第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

#### 定義(第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

#### 基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

#### 国の責務等(第四条-第九条関係)

・国の責務

・地方公共団体の責務

・連携の強化

- ・法制上、財政上の措置等
- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

#### 基本方針等(第十条・第十一条関係)

- · 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

# 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (2/2)

#### 基本的施策(第十二条—第二十六条関係)

#### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

#### 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上(20条)
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等(21条)
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等(22条)
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発(23条)

#### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

#### ■ 新たな日本語教育法案の検討に関する条文

- ・第21条 … (略) …国内における日本語教師(略)の資格の整備、 / …その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、…(略)…日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの 、 (略)に関する制度の整備について検討
  - ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に 応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

#### 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、<mark>日本語教育推進会議</mark>を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、 合議制の機関を置くことができる。

#### 検討事項 (附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。

- 一日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# これまでの経緯等



- ●令和元年6月 日本語教育推進法
  - ・第21条 … (略) … 国内における日本語教師 (略) の資格の整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
  - ・附則第2条 国は、…(略)…**日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有** するもの(略)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ●令和元年11月「日本語教育関係者会議」設置、12月「日本語教育推進会議」設置
- ●令和2年6月 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
  - ・日本語教師の資質・能力を証明するための新たな資格の設計を行い、必要な措置を講ずる
- ●令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について(報告)」
  - ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを提言
- ●令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)
  - ~日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度~」
  - ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
  - ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価 する仕組み などを提言
- ●令和3年10月 日本語教育の参照枠を作成(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会)

#### 【令和4年度以降】

- ○令和4年5月~「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」
  - ・ 具体的な方向性について検討

# 日本語教育の推進体制

- 〇超党派議員連盟である「日本語教育推進議員連盟」(令和元年の法案成立時の会長:河村元官房長官)において検討が 進められ、議員立法で成立した「日本語教育を推進する法律」に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 〇同法に基づく「基本的な方針」(令和2年:閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。

### 日本語教育を推進する法律(令和元年)議員立法

### 日本語教育推進会議(令和元年9月:各省申し合わせ)

- 1. 「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年)第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため設置
- 2 議長:文化庁次長、外務省大臣官房国際文化交流審議官(共同議長)
- 3:構成員

内閣府、総務省、出入国在留管理庁、外務省 文部科学省、文化庁、厚生労働省、 経済産業省の関係局長級 整合性を もって推進

4 庶務:文化庁、外務省

#### ■ 令和2年6月:

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(閣議決定)

・5年間(令和2年~令和6年) ※文化庁、外務省がとりまとめ ①基本的な方針、国、地方自治体の責務、②国内、海外の日本語教育機会 の充実、③国民の理解、④日本語教育の水準の維持向上、教育課程の編成等

### 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (平成30年7月24日 閣議口頭了解)

- 外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催
- 〇 議長: 内閣官房長官、法務大臣
- 〇 構成員:関係各省の大臣 ※庶務:内閣官房、法務省

外国人材の受入れ・共生に関する関係 閣僚会議議長決定 (平成30年7月)

〇議長: 内閣官房副長官(事務) ○構成員:関係各省庁審議官級

■ 平成30年12月:

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (関係閣僚会議決定)

- ・令和元年、2、3、4年度まで毎年改定
- 令和4年6月:

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 策定(5年間の施策218)(関係閣僚会議決定)

- ※ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的 対応策のフォローアップ実施予定
- →「日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備」を記載

# 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第12回) について(令和4年6月14日)

議長:

内閣官房長官、法務大臣

構成員:

経済再生担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長、デジタル大臣総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

# 〇松野官房長官 ご発言(抜粋)

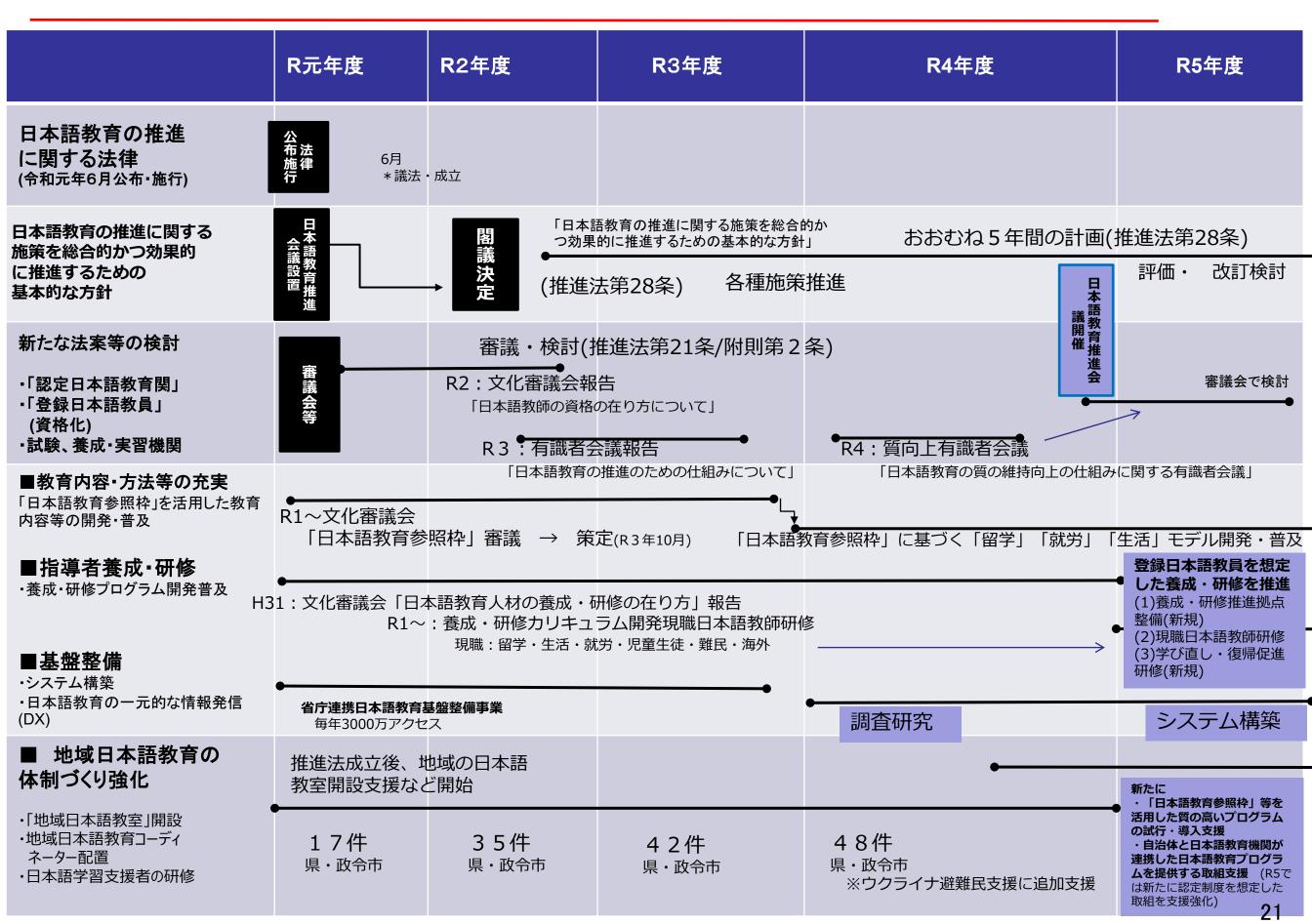
※官邸HP掲載議事録より

各種施策の中でも、日本語教育環境の整備は特に重要な施策であります。**日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度及び日本語教師の新たな資格制度に関する法案の速やかな国会提出に向け、準備を加速化**するとともに、**日本語教育機関における教育内容・方法などの標準化について検討を進める**ほか、小・中・高等学校等における日本語指導の充実を図るなど、日本語教育環境の整備を進めてください。

# 〇末松文部科学大臣 ご発言(抜粋)

特に、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上を図るため、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育モデルの開発・普及とともに、**日本語教育機関の認定制度や日本語を教える教師の資格を定める新たな法案の提出に向けて、法務省などの関係省庁と連携しつつ、詳細な制度設計について有識者会議で議論**を進めてまいります。

# 日本語教育推進法に基づく取組(主に法案の検討に関する取組例)(年度令和元年度~)



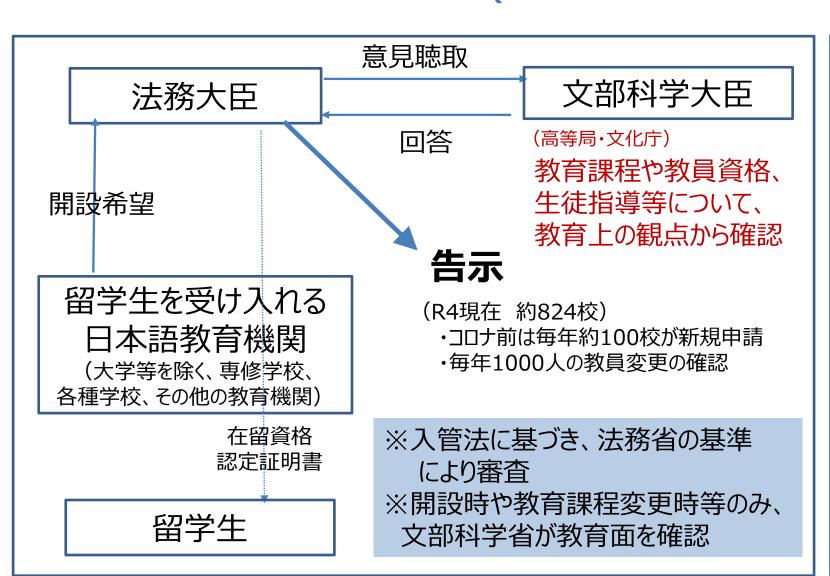
# 留学生を受け入れる日本語教育機関(法務省告示校)の現状



### 日本語教育機関からの新規開設時の申請・変更届、適正校等の対応

- ○新規新設校の申請を、毎年、年2回受けつけ。設置者変更、教員変更、コース変更なども確認。
- ○入管庁において、毎年の活動報告を踏まえ、適正校、または慎重審査対象校であることを機関に通知(適正校は約4分の3)

## <参考>現行の法務省告示校制度(在留資格「留学」の外国人受入れが認められる日本語教育機関)



告示校教員の要件: 以下の**いずれか**を満たすこと

大学等の日本語教育課程(45単位~) 又は日本語教育科目(26単位~)

文化庁届出機関実施研修(420単位時間)

(公財)日本国際教育支援協会の 日本語教育能力検定試験の合格

等

# 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議



文化庁は、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」において、日本語教師の資格の整備や日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備が求められていることを契機とし、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」において当該制度に関する検討を進めてきた。令和3年8月に取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」では、①資格取得要件、試験の内容等、②日本語教育機関の分類、評価制度の性質等が提示されている。

今年度は、令和4年5月末から、令和3年度報告等をふまえ、更に具体的な制度の在り方について検討を進めている。

### 【主な検討事項】

### 〇日本語教育機関の評価制度について

- (1)日本語教育機関の認定について
- (2)自己点検評価、情報公表及び定期報告等について
- (3)その他

### 〇日本語教師の資格制度について

- (1)試験や教育実習の内容について
- (2)日本語教師に関する経過措置について
- (3)日本語教師養成機関について
- (4)その他

# 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 委員一覧

令和4年4月28日時点(五十音順)

石坂 守啓 浜松市 企画調整部長

〇伊東 祐郎 国際教養大学専門職大学院 日本語教育実践領域 代表

大日向 和知夫 アカデミーオブランゲージアーツ元校長、

(一社)日本語学校ネットワーク 代表理事

加藤 早苗 インターカルト日本語学校 学校長

神吉 宇一 武蔵野大学 准教授、元AOTSコーディネーター 川口 昭彦 大学改革支援・学位授与機構名誉教授、

(一社)専門職高等教育質保証機構 代表理事

佐々木 倫子 桜美林大学名誉教授、JAMOTE審査委員

田尻 英三 龍谷大学名誉教授

◎西原 鈴子 NPO法人日本語教育研究所 理事長西村 学 全国専門学校日本語教育協会事務局長、

文化学園文化外国語専門学校 副校長

浜田 麻里 京都教育大学 教授

札野 寛子 金沢工業大学元教授、国際高等専門学校 教授

前田 早苗 千葉大学名誉教授

山口 修 学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校 顧問

#### ◆ 有識者会議スケジュール

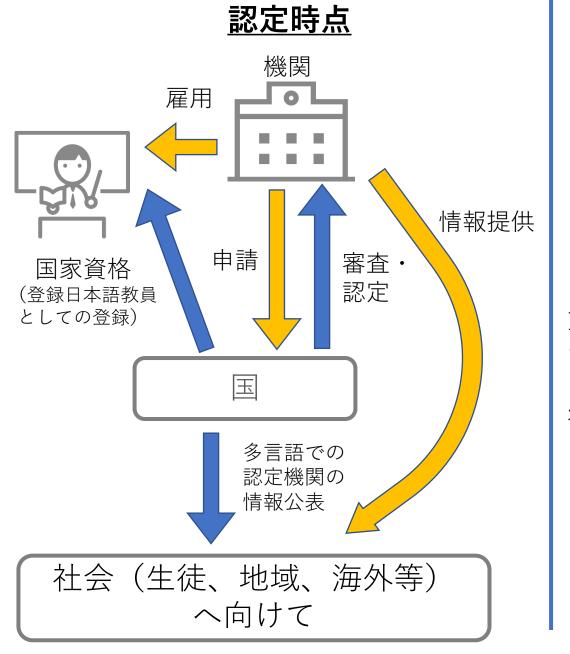
- ・6月:第2回 ヒアリング「日本商工会議所」「日本語教育連絡協議会」
- ・8月:第3回 日本語教育機関の認定、自己点検評価、9・10月:養成・研修・試験
- 11月:たたき台とりまとめ12月~ 意見募集を実施予定
- 1月頃とりまとめ予定

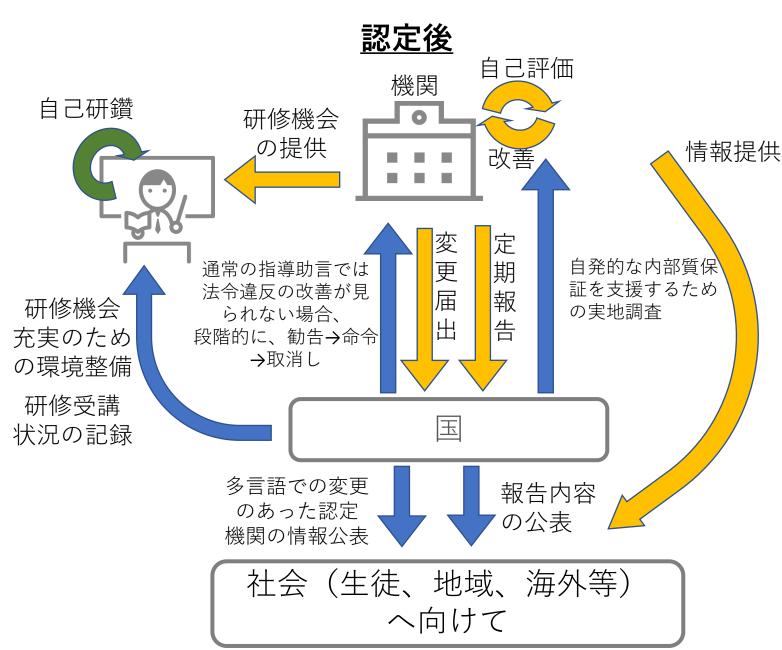


### 認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組の全体像(たたき台)

第3回・日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 配布資料

- ○学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することを目指す。
- ○このため、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度を創設し、認定時点及び認定後において以下の仕組 により質の維持向上を図る。



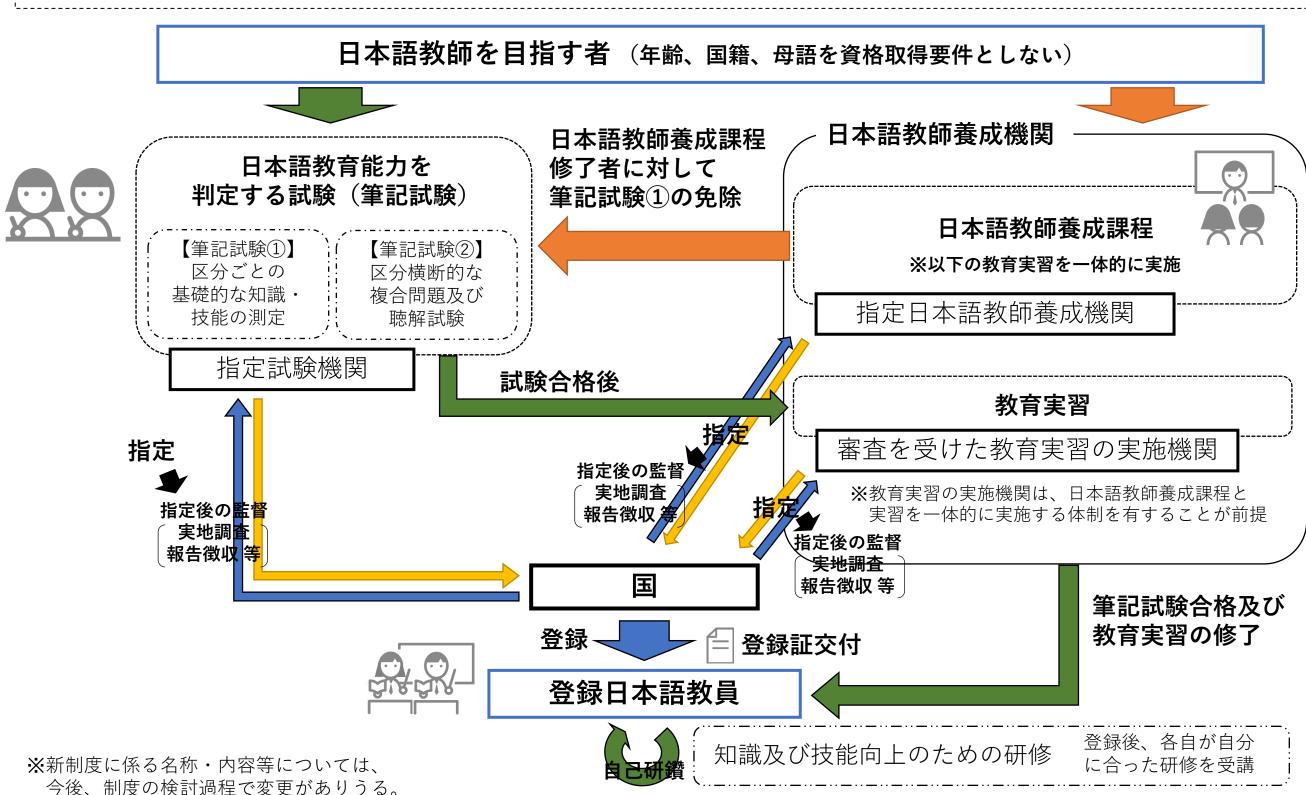




# 認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度(イメージ)【たたき台】

第4回・日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 配布資料

○認定を受けた日本語教育機関において外国人等に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するため の資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



25